

## 農地法・農振法違反の疑い農地について

### 1 概要

- (1) 石灰砂礫、碎石、土砂で盛土し、農地の形状を大きく変更し、耕作に適した表土が無い、表土厚が薄い、礫が多いなどの農地（以下、「盛土農地」という。）を、市内4地域（一関、大東、東山、川崎）で確認しました。
- (2) 現在確認している農地法（昭和27年法律第229号）の違反転用の疑いがある盛土農地は、4地域で110筆、約16.3ヘクタールです。

そのうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（以下、「農振法」という。）の違反開発の疑いがある盛土農地は、4地域で79筆、約13.8ヘクタールです。
- (3) これまでの聞き取り調査の結果では、盛土施工業者などから農地所有者に盛土することを持ちかけられて施工されています。
- (4) これらの盛土農地は、市農業委員会農地現状変更届出指導要綱（平成24年農業委員会告示第5号）による農地現状変更届出書を提出し施工されています。

農地現状変更届出書は、今後も農地として利用するための盛土工事など、農地法による農地転用許可を要することのない現状変更を行う際、提出いただくものです。

しかし、施工された農地は、耕作に適した表土がないなど、耕作可能と判断できない状態となっています。

なお、農地所有者の中には耕作の意思がない者がいることも確認しています。
- (5) 農地所有者のほとんどは、市農業委員会・市農林部・該当支所による聞き取り調査の中で初めて農地法や農振法に違反している疑いがあることを知ったということです。
- (6) 過去にさかのぼって調査した結果、違反の疑いがある盛土農地は、平成26年度の農地現状変更届出分から確認しています。

## 2 経緯

- (1) 令和3年8月、市農林部による一関地域の中山間地域等直接支払交付金の現地確認において、盛土農地の存在を確認しました。その際、当該農地は現地確認の立会人から「市農業委員会へ農地改良を目的に現状変更の届け出を行い、工事途中である」と説明があったことから、当時は農地が適正に維持管理されていくものと判断し、交付金を交付しました。
- (2) 令和4年4月、市農業委員会に(1)の農地に係る農地現状変更完了届が完了写真を添付して提出され、表土が石灰砂礫等で覆われたままであったことを、市農業委員会から市農林部に情報共有しました。
- (3) 令和4年5月、市農林部で表土が石灰砂礫等で覆われた農地に対して中山間地域等直接支払交付金を交付していないか調査した結果、一関地域、大東地域、東山地域において交付金を交付していることを確認しました。
- (4) 令和4年6月、市農林部から中山間地域等直接支払交付金事業を所管する県の担当部局に当該事案について報告し、県と市の盛土農地に関する打合せや調査を開始しました。
- (5) 令和4年7月、市農業委員会が盛土の施工業者に対し、盛土農地に関して早期に耕作に適した表土を入れるよう口頭で指導しました。  
施工業者からは「所有者の承諾を得て、順次対応していく」と回答がありました。  
(施工業者は一部の盛土農地に表土を入れる工事を行いました。が、現地を確認すると表土が薄く耕作が可能と判断できる箇所はありませんでした。)
- (6) 令和4年11月、市農業委員会、市農林部・該当支所及び県による盛土農地の現地確認を行い、中山間地域等直接支払交付金の交付対象とすることが適切ではない農地を令和4年度交付分から除きました。
- (7) 令和5年2月、市農業委員会、市農林部・該当支所及び県による盛土農地の現地確認とともに土地所有者からの聞き取り調査を実施し、現状の把握を行いました。
- (8) 令和5年3月、市農業委員会、市農林部・該当支所及び県による盛土関連事業者からの聞き取り調査を実施し、事実の整理を行いました。
- (9) 令和5年4月から9月にかけて、盛土農地を特定するための調査を行い、個別の違反の疑い内容について整理しました。
- (10) 令和5年10月、市農業委員会、市農林部・該当支所により新たに確認した盛土農地の土地所有者からの聞き取り調査や令和5年2月の聞き取りの追加調査を実施し、事実の把握と経過の確認を行い、今後の対応について検討しました。

### 3 現在の状況

農地法及び農振法の違反農地は原状回復が原則とされていますが、市では是正方針について国や県へ説明するための資料を検討・作成しており、今後、説明する予定としております。

#### 各種交付金等の返還について

##### ○中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払交付金の交付対象とすることが不適切な農地が 13 協定、54 筆、11.3 ヘクタールを確認しました。交付金は、国の実施要領に基づき第 4 期対策期間（平成 27 年度から令和元年度）中に盛土した農地がある集落協定は全協定面積分の交付金を、第 5 期対策期間（令和 2 年度から令和 6 年度）中に盛土した農地がある集落協定は盛土農地面積分の交付金を対策期間の初年度にさかのぼり返還が必要と伝えられております。

##### ○多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金の交付対象とすることが不適切な農地が 8 組織、33 筆、7.0 ヘクタールを確認しました。国の実施要綱に基づき、交付金の返還が必要と伝えられております。

##### ○水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付対象とすることが不適切な農地を確認しました。この交付金は、一関地方農業再生協議会が事務を行っており、同協議会が東北農政局の指導を受けながら、国の実施要綱に基づき対応することになります。

##### ○農地中間管理事業による機構集積協力金

農地中間管理事業による機構集積協力金の交付対象とすることが不適切な農地が 2 筆、4.6 アールを確認しました。国の実施要綱に基づき、交付金の返還が必要と伝えられております。

○農地法（昭和27年法律第229号）

（農地の転用の制限）

第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 次条第1項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
- ② 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合
- ③ 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合
- ④ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
- ⑤ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画（同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて農地を同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、若しくは移転された同法第5条第10項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
- ⑥ 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
- ⑦ 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定

められた区域(同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調ったものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

⑧ その他農林水産省令で定める場合

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

（農用地区域内における開発行為の制限）

第15条の2 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- ① 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為
- ② 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
- ③ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
- ④ 農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為
- ⑤ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
- ⑥ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に

供するために行う行為

- ⑦ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成された活性化計画（同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為
- ⑧ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
- ⑨ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑩ 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
- ⑪ 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

○一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱（平成24年農業委員会告示第5号）

（目的）

第1 この要綱は、一関市内に有する農地を保全し良好な状態で管理するため、農地法（昭和27年法律第229号）により農地転用許可を要することのない農地の現状変更を行う者に対して適切な指導を行い、その農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において「現状変更」とは、農地を農地として利用するため、原則として耕作期間にかかることのない期間（おおむね6月以内）に工事が完了するもので、耕作可能な土質による盛土、切土等による改良工事、又は農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号の2アール未満の農業用施設を設置することを目的に、農地の現状を変更することをいう。